

相続手続 ～名義変更編 預金②～

今回は預金の名義変更の手順の続きからスタートします。



3、一般的な手順

窓口の問い合わせ

実際に金融機関に足を運ぶ前に一度金融機関に問い合わせをします。最近は金融機関によってですが相続センターや相続手続センターといった相続手続専門の処理をする窓口を設置している場合がありますので、まず手続をする窓口がどこなのかを確認します。

金融機関備え付けの書類を収集、流れの問い合わせ

名義書換依頼書などをあらかじめ取寄せられる場合には取寄せておきます。ここで手続の流れについても聞いておきましょう。手続は平日に行う必要が出てきます。何度も足を運ばなければならないという事態は避けたいところです。金融機関によっては相続手続のセットを送ってくれるところもあります。

その他の必要書類を収集する

戸籍謄本や印鑑証明などを役所に行って（もしくは郵送で）集めます。（No57やNo60を参考にしてください）印鑑証明書は有効期間が決められている場合があります。

戸籍や印鑑証明は原本が必要ですか？という質問をよく受けます。持っていくのは原本です、コピーをしたものを持っていくのはやめた方がいいでしょう。金融機関によってはコピーを取って返してくれるところもあります。戸籍謄本や印鑑証明を集めると結構な費用がかかりますので、原本は返して欲しいと言うようにしましょう。

いざ窓口へ

いざ窓口に出向いて手続を行います。事前準備をしっかりとっておけばあとはそれほど大変ではない作業になります。独特な緊張感がありますので、字を間違えたりしないようにリラックスしましょう。逆に窓口で対応する人の方が相続手続に不慣れな場合もありますが、そこは大目に見てあげましょう。

4、預金名義変更手続Q & A

亡くなった人の口座がどこにあるのかわからない

まずは通帳を探しましょう。通帳があれば、その支店で残高照明を取ります。同じ銀行でも支店により管理が分かれています。また、携帯電話やクレジットカードの明細から引落しの口座がわかることもあります。ネットバンクに口座があることがありますので、メールのチェックもした方が良いでしょう。

郵便局の場合には『郵便貯金等照会書兼回答書』という書類があり、口座の確認をすることが出来ます。こちらは全体の管理なので郵便局ごとに照会をする必要はありません。

亡くなる前に預金を引き出してしまえば相続税はかからないか

税務署の調査官は相続開始時の残高だけでなく、お金の流れも把握しています。亡くなる直前に引き出したとしても相続税を逃れることは出来ません。

亡くなると口座が凍結されるので先に引き出しておいた方がいいのか

これは実際によく行われているようです。確かに相続後はいろいろと物入りです。ただし、引き出したお金を何に使ったかという管理をしっかりとっておかないと、後で相続人同士のトラブルになることがあります。



ワガメ『預金ばかりに気をとられると貸金庫が狙われるのね』